### 運営規程の概要

フリガナ	シロネソウゴウカイゴサービス				サービスの	の種類	居宅介護支援				
事業所名	しろね総合介護サービス				事業所番号		1570104255				
所在地	〒950-1203 新潟市南区大通黄金4丁目14番地2号				フリガー		カズキ ヨシコ 鈴木 良子				
連絡先	電話番号 025-362-0277			7	FAX番号	0 2	5-362-0288				
営業日	月	火	水	木	金	土	• 目	祝	その他	年末年始(12月31日~1月3日)	
□ A 未 □	$\bigcirc$	$\circ$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0	1	休	休	年間の休日		
営業時間	平日 8:30~17:30		0	緊急時携帯電話転送にて		時携帯電話転送にて					
日 <del>末</del> 时间	土・日・祝		1	_		備考	24時間対応する				
利用料	法定代理受領分    厚生労働大					厚/	大臣が定める	5告示上	の基準額(別掲)		
个几十八十十十	法定代理受領分以外 厚生労働大臣が定める告示上の基準額 (別掲)										
その他の費用											
通常の 事業の 実施地域	事業の新潟市南区、新潟市西区、新潟市秋葉区、新潟市江南区										

# 介護支援専門員の勤務体制

基礎職種	常勤・非常勤の別	専従・兼務の別	兼務の場合 兼務する職種
介護福祉士	常勤	兼務	管理者
准看護師	常勤	専従	
介護福祉士	常勤	専従	

# 秘密保持

サービス提供する上で知り得た、利用者及びご家族に関する秘密及び個人情報については、適正な理由がない限り契約中及び契約終了後において第三者にもらしません。必要時には<u>同意をいただいた上で</u>、主治医・該当サービス事業者・保険者・病院・施設等に情報提供致します。

# 事故発生・緊急時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合、または容体が急変した場合、主 治医・救急隊・ご家族・該当サービス事業者へ連絡し、必要な措置を講 じます。また、事故発生時には市介護保険課へもすみやかに報告致しま す。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

### 苦情処理の体制

別紙のとおり

### 虐待の防止のための措置

利用者の権利擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため必要な措置を講じます。虐待防止のための指針は別紙のとおり

# 身体拘束等適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

## 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

### 感染症対策の強化

当事業者は、当事業所において感染症が発生、又はまん延しないよう必要な措置を講じます。

#### ハラスメント防止のための措置

ハラスメント対策のための必要な措置を講じます。

## 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況 無

地域区分	7級地	単価	10 21円
		I <del>Т</del>  Ш	10. 41  ]

# · 居宅介護支援費

# 対象:要介護認定を受けられた方

利用料(1か月あたり)	居宅介護支援費(Ii)	居宅介護支援費(I ii)	居宅介護支援費(Iiii)
<取扱件数>	<45件未満>	<45件以上60件未満>	<60件以上>
要介護1・2	11,088円	5,554円	3,328円
要介護3・4・5	14,406円	7,187円	4,308円

<sup>※</sup>当事業所は居宅介護支援費(I)で算定いたします。

# • 加算

	1か月あたり
特定事業所加算Ⅲ	3,297円
初回加算	3,063円
入院時情報連携加算 I	2,552円
入院時情報連携加算Ⅱ	2,042円
退院・退所加算(I)イ	4,594円
退院·退所加算 (I) 口	6,126円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,126円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,657円
退院・退所加算 (Ⅲ)	9,189円
通院時情報連携加算	5 1 0 円
ターミナルケアマネジメント加算	4,084円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円
看取り期におけるケアマネジメント業務に係る評価	利用料
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	利用料×5%

<sup>※</sup>新規のご利用及び要介護状態が2段階以上変更になった月は初回加算がつきます。

# •減算

	1か月あたり
特定事業所集中減算	-2,042円
運営基準減算	—利用料×50%
運営基準減算が2月以上続いた場合	居宅介護支援費を算定しない

# • 介護予防支援費

# 対象:要支援認定を受けられた方

		利用料(1か月あたり)
介護予防支援費(I)	地域包括支援センターからの委託の場合	4,512円
介護予防支援費(Ⅱ)	当事業所と契約の場合	4,819円

# • 加算

	1か月あたり
初回加算	3,063円
委託連携加算 介護予防支援費(I)のみ	3,063円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 介護予防支援費(II)のみ	利用料×5%

上記の居宅介護支援費、介護予防支援費及び加算につきまして、要介護(要支援)認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。